

総 政 企 第 366号
平 成18年 9月15日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵

諮問第312号
経済産業省企業活動基本調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「経済産業省企業活動基本調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

経済産業省は、経済産業省企業活動基本調査（指定統計第118号を作成するための調査）について、経済のサービス化、情報化等最近の経済構造の変化を踏まえ、多様化する企業活動の実態をよりの確に把握するため、平成19年調査から、サービス業に係る調査対象業種の追加を行うことを計画している。

さらに、今般の会社法（平成17年法律第86号）の施行等を踏まえ、親会社の経営形態、親会社との連結関係等の調査事項の変更等を行った上で当該調査を実施することを計画している。

今回の計画については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から検討する必要がある。